

令和6年分

税申告

町・県民税、所得税の確定申告受付を行います。

まずは、申告の要否をフローチャートでご確認ください。

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係 ☎295-2112 ㊟198・199

所得税など／川越税務署 ☎235-9411 (自動音声でご案内します)

申告フローチャート

はい ←

いいえ ←

スタート

令和7年1月1日時点で毛呂山町に住民票がありますか？

令和7年1月1日時点で住民票のある市区町村へご確認ください。

前年中（令和6年1月～12月）に、どのような収入がありましたか？

収入なし、または非課税所得（遺族・障害年金、失業給付金等）のみ

主に給与収入

主に公的年金等収入

主に営業・農業・不動産収入等

令和7年4月1日以降に、毛呂山町の保険（国民健康保険等）に加入している人が世帯内にいる見込み

給与収入が2,000万円を超えている

公的年金等収入が400万円を超えている

所得金額（収入－経費）が所得税の控除額より大きい

P9を参照 結果①へ

結果③へ

結果③へ

結果③へ 結果②へ ※1を参照

勤務先は1か所で（複数の場合は合算して）年末調整をしている

公的年金等以外の所得がある

源泉徴収票に記載されている内容以外の控除を申告する

結果③へ

公的年金等以外の所得が20万円を超えている

結果①へ

源泉徴収票に記載されている内容以外の控除を申告する

給与以外の所得がある

結果③へ

【64歳までの人】公的年金等収入が98万円を超えている
【65歳以上の人】公的年金等収入が148万円を超えている

結果②へ ※2を参照 結果④へ

給与以外の所得が20万円を超えている

【64歳までの人】上記所得と年金収入の合計が98万円を超えている
【65歳以上の人】上記所得と年金収入の合計が148万円を超えている

結果②へ ※2を参照 結果①へ

結果③へ 結果②へ ※1を参照

結果②へ 結果①へ ※1を参照

結果

①申告の必要はありません

※所得（非）課税証明書を取得する予定の人などは、町・県民税の申告が必要となる場合があります。

②町・県民税の申告が必要です ⇒ 8ページへ

※1 源泉徴収税額がある場合で、控除の申告により所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

※2 控除の追加を選択した人は、源泉徴収票に記載された扶養の人数等により申告の必要がない場合があります。

③所得税の確定申告が必要です ⇒ 7～8ページへ

④勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている場合は申告の必要はありません。

※提出されているか不明の場合は勤務先にご確認ください。

所得税の確定申告

【確定申告に関するご質問は国税庁ホームページで検索またはお電話にてお問い合わせください】

作成コーナーの操作など/e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 月～金曜日(祝日を除く)

確定申告に関する問合せ・相談/川越税務署 ☎235-9411 (自動音声でご案内します)

国税庁ホームページ「確定申告特集」

1. 「電子申告や郵送による申告」

【申告書などは自宅で作成し送信・郵送で提出できます】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、パソコン・スマホから申告ができます。画面案内に沿って金額などを入力するだけで、自動計算による計算誤りのない申告書が作成できます。提出方法も「e-Tax（電子申告）で送信」・「印刷した書面を郵送」のいずれかで提出できるため便利です。確定申告会場に向かずご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

また、マイナポータルとe-Taxを連携すると確定申告書の該当項目が自動入力されるため大変便利です。ご利用になる場合は事前準備が必要となりますので、早めの準備をお願いします。

確定申告書等作成コーナー



◀作成は
こちらから

動画で見る確定申告



◀申告書の
作成などを
動画で案内

マイナポータル連携
特設ページ



◀事前準備は
こちらから

※申告書などを書面で郵送する場合、令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押捺を行わないこととなりました。申告書などの提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録、管理をお願いします。

2. 「川越税務署での申告」

受付場所 川越税務署 (川越市並木452-2/JR川越線 みなみふるや 南古谷駅徒歩約7分)

※川越税務署の駐車場は駐車台数が限られているため大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

相談時間 午前9時～午後4時 (午前8時30分から受付)

開設期間 2月17日(月) から3月17日(月)までの平日および3月2日(日)

▶川越税務署からのお知らせ

確定申告会場への入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券または当日配布の入場整理券が必要です。入場整理券の配布が終了した場合や混雑の状況によっては、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



▲国税庁LINE
公式アカウント

スマートフォンをお持ちの人は基本的にスマートフォンを利用して申告していただきます。
マイナンバーカードとパスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)をお持ちください。

町では受付できない申告があります。下記に該当する人は上記の方法で申告してください。

①土地・家屋かおく・株式・先物取引さきもの・ゴルフ会員権などの譲渡所得じょうとがある ②特定口座年間取引報告書を用いた配当所得を申告する ③山林所得がある ④暗号資産に係る雑所得がある ⑤令和5年分以前の申告 ⑥国外に居住する人を扶養している ⑦給与所得の特定支出控除を申告する ⑧住宅ローンの借換えをした ⑨住宅ローンを利用しない場合の控除(住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除)を申告する ⑩初年度の住宅借入金等特別控除を申告する ⑪雑損控除を申告する ⑫青色申告

3. 「町申告会場での申告」 (町・県民税の申告、所得税の確定申告)

受付日程／下記の①②をご確認ください。申告の内容や住所の字ごとに指定日があります。

受付場所／毛呂山町役場 2階201会議室 (1階税務課窓口での相談、受付は行っておりません。)

受付時間／午前9時～11時、午後1時～3時

※町では受付できない申告があります。詳しくは7ページをご確認ください。

※ご自宅で検温し、37.5度以上の発熱が認められる場合などは来場を控えてください。

① 「給与」・「公的年金等」以外の収入がない人の申告

受付は2月14日(金)・17日(月)／午前9時～11時・午後1時～3時 ※混雑する傾向にあります

② 町・県民税の申告、所得税の確定申告 (上記①の申告対象者を含む)

受付は2月18日(火)から3月17日(月)まで／住所の字ごとに2回指定日があります

受付日時・地区 (字ごと)【1回目】			特記事項
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時	
2月18日(火)	西戸・西大久保	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	【1回目】は混雑する傾向にあります。
2月19日(水)	旭台・阿諏訪・岩井	下川原・岩井東1丁目～2丁目	
2月20日(木)	大谷木・権現堂・毛呂本郷	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	
2月21日(金)	小田谷・宿谷・滝ノ入	大類・中央3丁目～4丁目	
2月25日(火)	若山1丁目～2丁目	川角・若山3丁目	
2月26日(水)	前久保・前久保南1丁目～2丁目	前久保南3丁目～4丁目	
2月27日(木)	長瀬・南台1丁目	市場・平山2丁目～3丁目	
2月28日(金)	南台2丁目～5丁目	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目	
受付日時・地区 (字ごと)【2回目】			特記事項
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時	
3月1日(土)	平日の都合が合わず指定日に来られない人 (午前・午後とも)		【2回目】の午前・午後の地区割は、【1回目】と逆になっています。
3月3日(月)	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	西戸・西大久保	
3月4日(火)	下川原・岩井東1丁目～2丁目	旭台・阿諏訪・岩井	
3月5日(水)	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	大谷木・権現堂・毛呂本郷	
3月6日(木)	大類・中央3丁目～4丁目	小田谷・宿谷・滝ノ入	
3月7日(金)	川角・若山3丁目	若山1丁目～2丁目	
3月10日(月)	前久保南3丁目～4丁目	前久保・前久保南1丁目～2丁目	
3月11日(火)	市場・平山2丁目～3丁目	長瀬・南台1丁目	
3月12日(水)	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目	南台2丁目～5丁目	
3月13日(木)	指定日に来られない人 (午前・午後とも)		
3月14日(金)			
3月17日(月)			

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している人へ

16歳以上（令和7年4月1日時点）の人は、収入がない人でも申告が必要です。前年中の世帯の所得によっては保険税（料）や負担額などが軽減される場合がありますが、世帯のなかに未申告者（所得のわからない人）がいると判定が行えません。なお、これらの保険税（料）の納付額は、税申告の社会保険料控除の対象となります。役場担当窓口では無料で納付額確認書を発行しています。

問合せ 確認書の発行 国民健康保険／役場税務課納税係 ☎①94・195

後期高齢者医療制度・介護保険／役場高齢者支援課医療保険料係 ☎①76・177

申告について 役場税務課町民税課税係 ☎①98・199

申告に必要な持ち物

共通の持ち物

◆申告をする人

- 番号確認書類（マイナンバーカード等）と本人確認書類（下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」を参照）

◆還付申告をする人

- 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの

◆利用者識別番号を取得済みの人

- 利用者識別番号のわかるもの・税務署からのはがきなどをお持ちください

収入に関する書類

◆給与や年金などの収入のある人

- 源泉徴収票や支払調書など（複数ある人はすべて必要です）

◆営業・農業・不動産所得のある人

- 収支内訳書（事前に作成してください）

控除に関する書類

◆社会保険料控除を受ける人

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の支払金額・支払日のわかるもの

◆生命保険料・地震保険料控除を受ける人

- 生命保険料・地震保険料の控除証明書

◆障害者控除を受ける人

- 障害者手帳など

◆勤労学生控除を受ける人

- 学生証

◆寄附金控除を受ける人

- 寄附金受領証明書

◆医療費控除を受ける人

- 作成済みの医療費控除の明細書（事前に支払金額などの計算が必要です）

◆2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人

- 借入金の年末残高等証明書
- 住宅借入金等特別控除申告書

申告書には、マイナンバーの記載が必要です

町・県民税申告書や所得税確定申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出の際、申告者の本人確認書類（※）の提示、または添付が必要です。

（※）本人確認書類の例

マイナンバーカードを持っている人

- マイナンバーカードのみ

マイナンバーカードを持っていない人

両方必要！

- マイナンバー確認書類（いずれか1つ）
通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれもマイナンバー記載で最新の住所、氏名等のもの）など
- 身元確認書類（いずれか1つ）
運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなど